

# 業務委託契約書（案）

業務委託番号 ..... 第 ..... 号

収 入  
印 紙

1 業 務 名 .....

2 業 務 場 所 .....

3 履 行 期 間 契約日の翌日から  
令和 ..... 年 ..... 月 ..... 日まで

4 委 託 料 ¥. ....

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥. ....)

5 契約保証金 ¥. ....

上記の業務（以下「委託業務」という。）について、発注者 青の煌めきあおもり国スポ六戸町実行委員会  
会長 ..... と受注者.....  
は、別紙の条項（ただし、第13条を除く。）によって委託契約を締結した。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、当事者記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 ..... 年 ..... 月 ..... 日

発注者 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地6-1  
青の煌めきあおもり国スポ六戸町実行委員会 会長 印

受注者 住所  
氏名 印

(総則)

第1条 受注者は、別冊仕様書に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期日までに、頭書の委託業務を実施しなければならない。

2 仕様書に明示されていない事項又は符合しない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

(契約の保証)

第2条 受注者は、この契約を締結と同時に次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。この場合において、第4号に掲げる措置を講じたときは、直ちに当該措置に係る保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 契約保証金の納付に代わる担保となる措置であって、この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証が付されたもの

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項各号の措置に係る保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1（1件300万円未満の契約にあつては、100分の5）以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項4号に掲げる措置を講じたときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額が1件300万円未満の場合で、過去2箇年の間に国、地方公共団体又は地方公共団体実行委員会とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとみとめられるとき、契約保証金の納付を免除する。

(権利の譲渡等の制限)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第4条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第5条 発注者は、監督員を定めたときは、書面により、その氏名を受注者に通知するものとする。又、監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、仕様書に定めるところにより、必要な監督を行い、及び次条第1項に規定する主任担当者に対して指示を与える等の職務を負う。

(主任担当者)

第6条 受注者は、委託業務を指揮監督する主任担当者を選定し、その氏名を発注者に通知するものとする。主任担当者を変更したときも、同様とする。

- 2 発注者は、前項の通知に係る主任担当者の指導監督が不適當であるために委託業務の実施に支障があると認めた場合は、受注者に対し、理由を明示して、その交代を求めることができる。

(委託業務の内容の変更等)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、書面により受注者に通知して委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面により定める。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第8条 受注者は、天候の不良等その責に帰することができない事由その他正当な理由により履行期間までに委託業務を完成することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者が協議して書面により定める。

(委託業務の実施に係る損害)

第9条 委託業務の実施に当たり受注者に生じた損害は、発注者の責に帰する事由による場合を除き、受注者の負担とする。

- 2 委託業務の実施に当たり受注者が第三者に与えた損害は、発注者の責に帰する理由による場合を除き、受注者の負担においてその賠償を負担するものとする。

(委託業務完了の検査)

第10条 受注者は、委託業務が完了したときは、発注者に対して履行期限までに書面をもって業務完了の報告を行い、その検査を受けなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により業務完了の報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に検査を完了しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となったときは、直ちに自己の負担で補正し、発注者にその旨を届け出て再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、前項の規定を準用する。
- 4 発注者は、第2項、第3項の検査の結果、合格と認めた場合は、その旨を受注者に通知するものとする。
- 5 検査又は再検査に合格したときをもって、委託業務が完了したものとする。

(委託料の支払い)

第11条 受注者は、前条第4項の規定による通知を受けた後、適法なる請求書により発注者に委託料を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(支払遅延に対する遅延利息)

第12条 発注者がその責に帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に契約代金を支払わない場合、受注者は、発注者に対して遅延利息を請求することができる。

- 2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、未払代金の額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決する率を乗じて計算した額とする。

(前金払)

第13条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約を締結して、発注者に対して請求書により委託料の10分の3以内の前払金の支払を請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求をするときは、請求書に保証証書及びその写しを添付しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金の支払いをしなければならない。
- 4 委託業務の内容の変更その他の理由により著しく委託料を増額した場合には、受注者は、その増額後の委託料の10分の3から受領済みの前払金額を控除した額に相当する額以内の前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 前項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、請求書に変更後の保証証書及びその写しを添付しなければならない。
- 6 委託業務の内容の変更その他の理由により委託料を減額した場合には、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の4を越えるときは、その減額の日から30日以内にその超過額を発注者に返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して書面により返還額を定める。
- 7 受注者は、前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、同項の期間を経過した日から返還する日までの日数に応じ、その未返還額につき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示による率で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(従業者の届出)

第14条 本業務に従事しようとする者は、発注者の承認を得て就業するものとする。

(従業者の交代)

第15条 発注者は、委託業務の受注者の従業者について不相当と認めるものがあるときは、受注者に対して入替えを求めることができるものとする。

- 2 発注者が承認した受注者の従業者が欠勤したときは、受注者は発注者の承認を得て交代者を派遣するものとする。
- 3 第14条の規定は、前項の場合において準用する。

(受注者の責に帰する事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第16条 発注者は、受注者がその責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完成できない場合において、当該期限経過後相当の期間内に完成する見込みがあると認めるときは、発注者は受注者から遅延利息を徴収して、書面により当該期限を延長することができる。

- 2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、委託料につき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示による率で計算して得た金額とする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。
- 3 発注者は前項の遅延利息を委託料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

(契約の解除)

第17条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰する理由により発注者の指定する履行期日までに委託業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) その責に帰する理由により委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (3) 契約の履行について受注者に不正の行為があったとき。
- (4) 受注者が契約事項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責に帰すべき事由によって受注者の責務について履行不能となった場合。
- (6) 第17条の各号に規定する理由以外に、この契約の解除を申し出たとき。

2 受注者は、契約保証金を免除したものであるときは、契約金額の10分の1（1件300万円未満の契約にあっては、100分の5）以上に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

なお、第2条第1項第1号から第3号までの措置が講じられている場合は、契約保証金又は契約保証金の納付に代わる担保は、発注者に帰属する。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項第5号に該当する場合とみなし違約金を徴収する。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 受注者は、契約の解除により発注者に契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価額）又は、違約金若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

(受注者の解除権)

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第7条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第7条第1項の規定による中止の期間が履行期限の2分の1を超えたとき。

(契約不適合責任)

第19条 発注者は、成果品の引渡しを受けた後において、当該物件に契約の内容に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）があるときは、不適合を知った時から1年以内に受注者に対してその旨を通知し、不適合部分の修正及び補修、修補に代え損害の賠償、又は修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定は、その不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りではない。

(契約保証金の還付)

第20条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、受注者がこの契約を履行したとき、受注者に還付するものとする。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の実施中に知り得た発注者又は発注者の関係者の秘密事項を第三者に漏らさないよう措置するとともに、受注者と受注者の従業者又は従業者間の紛争等による影響を発注者に与えてはならない。

(協議事項)

第22条 この契約条項のほか六戸町財務規則（昭和51年規則第6号）を遵守するものとし、この契約に定めのない事項及び、この契約に関して疑義、この契約に関する紛争については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

(個人情報の保護)

第23条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 この契約により、青の煌めきあおもり国スポ六戸町実行委員会（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに発注者に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第10 受注者は、前第1から第9に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。